

入札説明書

平成29年1月13日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者

青森県知事

2 入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

- (1) 品名 空気呼吸器ほか
- (2) 規格 別紙仕様書のとおり
- (3) 数量 別紙仕様書のとおり
- (4) 納入期限 平成29年3月17日(金)
- (5) 納入場所 別紙一覧表のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借り入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店を有すること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借り入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目（J02 消防用品又はJ04 保安用品）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は2(1)に掲げる物品と同一の種類の物品について、過去5年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定

した者を除く。) でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。)を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書(第5号様式)により通知する。

ア 提出期限 平成29年1月20日(金) 17時00分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ(青森県庁舎東棟1階)

ウ 提出部数 1部

4 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)を原則として持参により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

(1) 提出期限 平成29年1月19日(木) 12時00分

(2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

5 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

(1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 県が提示する参考品以外の物品(以下「同等品」という。)により入札書を提出する場合は、同等品のカタログ(コピー可)を添付の上、同等品申請書(第6号様式)を原則として持参により提出し、県の承認を得なければならない。

ア 提出期限 平成29年1月20日(金) 17時00分

イ 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

6 入札及び開札に関する事項

(1) 日時 平成29年2月1日(水) 13時30分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁舎東棟1階 会計管理課入札室

(3) 入札保証金 免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(イ) 委任代理人が入札するときは、委任状(既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。)。

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL(アドレス)から入手できる。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/buppin-bunsyo.html>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

(ア) 入札年月日

(イ) あて名は、「青森県知事」とする。

(ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

(エ) 入札金額

(オ) 品名

(カ) 数量等

エ 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

（5）入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（6）落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 契約に関する事項

（1）契約書（案）

別紙のとおり

（2）契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次いずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上に

わたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

8 問い合わせ先

青森県青森市長島一丁目1番1号 青森県庁舎東棟1階

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担当 主幹 赤坂 太郎

電話 017-734-9105

(別紙) 入札書参考書式

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(委任代理人)

印

入札書

金額 (税抜)	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

品名 空気呼吸器ほか

数量 仕様書のとおり

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第1号様式

平成 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

連絡先

入札説明書等に関する質問書

公 告 日	平成29年1月13日
品 名	空気呼吸器ほか
質 問 事 項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

連絡先

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

平成29年1月13日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 品名 空気呼吸器ほか

2 業者番号及び等級格付

(業者番号 : , 等級格付 :)

3 登録営業品目

4 申請日現在の指名停止措置の有無

有 · 無

5 誓約事項

次の各号について、誓約します。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

(2) 同条第2項に規定する要件に該当していないこと。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

第3－2号様式

納入実績証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成29年1月13日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1 品 名 空気呼吸器ほか

2 過去5年間の納入実績（同一の種類の物品を含む。）

メーカー名	機 種	規 格	納入年度	納入先	納入数量	備 考

3 添付書類

契約書（写）その他実績を確認することができる書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式

青会管 第 号
平成 年 月 日

殿

青森県出納局会計管理課長 団

制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった制限付き一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

なお、入札参加資格を有すると通知された者は、入札日当日に、本通知書を持参してください。

記

1 品 名

空気呼吸器ほか

2 入札参加資格の有無

有

無（理由）

※ 入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して2日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、書面を持参し説明を求めることができます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式

平成 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

(印)

(担当者氏名)

)

同 等 品 申 請 書

下記の物品について、参考品の同等品として認めてくださるよう、申請します。

参考品番号	名 称	参 考 品 メーカー・品番・規格等	同 等 品 メーカー・品番・規格等

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
- 2 同等品の申請をする場合に提出する。
- 3 同等品として申請する物品のカタログを添付する。
- 4 代表者の印を押印する。

(参考様式)

委 任 状

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者 氏名

印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所

商号又は名称

氏名 _____

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 空気呼吸器ほか

入札（見積り）期日 平成29年2月1日

入札（見積り）場所 県庁東棟1階 出納局会計管理課入札室

空気呼吸器等について

(1) 参考品

1. 空気呼吸器

株式会社重松製作所 Z 3 0 - C S (ケース付き)

2. 空気呼吸器用空気ボンベ

株式会社重松製作所 8 1 5 C (8. 4 L、14. 7 M P a)

3. 特殊耐熱服

株式会社重松製作所 F C - 3 0 P M

4. 酸素呼吸器

株式会社重松製作所 オキシゼム 1 1 (C X)

仕様書

- 1 品名
空気呼吸器
- 2 数量
2組
- 3 用途
トンネル内における、危険物運搬車両などの事故による危険物流出事案や、車両火災を伴う交通事故の際、迅速な救助活動及び事故捜査のために使用するもの。
- 4 規格等
 - (1) 種類
呼吸器の種類はプレッシャーデマンド形であること。
(JIS T 8155による)
 - (2) 主要構成品
 - ア 調整器
 - イ 面体
 - ウ 背負具
 - エ 高圧空気容器
 - オ 収納ケース
 - (3) 構造及び材料等
 - ア 調整器
 - (ア) 調整器は、次のものから構成されたものであること。
 - a 減圧器（一次減圧器）
 - b 中圧ホース
 - c 供給弁（プレッシャーデマンド弁）
 - d バイパス弁
 - e 高圧導氣管
 - f 圧力指示計
 - g 警報器
 - (イ) 減圧器と供給弁とで、1次圧を2段階で大気圧まで減圧する2段減圧方式であること。
 - (ウ) 減圧器と高圧空気容器接続部の形状は、W22山14のネジを有する14.7MPa容器及び29.4MPa容器のいずれにも接続使用できるもので、減圧器本体の材質は、高強度アルミ合金製であること。
 - (エ) 減圧器の最高使用圧力は、29.4MPaとする。
 - (オ) 中圧ホースは、減圧器と供給弁を連結するもので、回転継手により、ねじれを防止する構造とする。
 - (カ) 供給弁は、最初の呼吸により陽圧状態に切り替わる自動陽圧タイプであること。
 - (キ) 供給弁は、陽圧状態（ON、OFF）が確認出来るインジケータ付きのこと。
 - (ク) 供給弁の寸法は、直径約Φ100mm、厚さ約52mmとする。
 - (ケ) 万一供給弁が故障した際や残圧の放出等のためのバイパス弁を備えていること。
 - (コ) 高圧導氣管は、高圧空気容器内の高圧空気を圧力指示計及び警報器へ導く

もので、回転継手により、圧力指示計の向きを容易に変えられる構造とする。

(+) 圧力指示計は、14.7MPa用と、29.4MPa用を共用していて、目盛板は、全面蓄光塗装を施していること。

(シ) 警報器は、約3MPaで作動開始し、使用者の左胸に位置していること。

イ 面体

(ア) 面体の主要構成品は、次のとおりとし、これらを一体に組み込んだものであり、標準視野に対しての面体を装着したときの視野が95%以上（EN規格）であり、供給弁との接続は、ワンタッチで行え、接続状態は一定に位置決め出来る構造であること。

a 本体（次のb以降を除くゴム部分）

b ヘッドハーネス

c ノーズカップ

d 呼吸気室及び呼気弁座

e 呼気弁

f 伝声器

g つりひも

h アイピース

(イ) 主要構成品について

a 本体（次のb以降を除くゴム部分）

シリコンゴム製とし、接顔体には、汗抜きの穴を設け、全周にわたり二重折り返しを設けた気密良好な構造とすること。

b ヘッドハーネス

天然ゴム製とし、4点締めで、取り付け具に当たる部分は、すべり止め加工を施すこと。

c ノーズカップ

シリコンゴム製とし、鼻孔及び口を確実に覆い、気密・作動性良好な呼気弁を2個設けている構造とすること。

d 呼吸気室及び呼気弁座

合成樹脂製とし、傷・変形等がないこと。呼気弁座は、呼気弁及び呼気弁座を保護する呼気弁カバーを設けること。

e 呼気弁

呼気弁は、シリコンゴム製とし、面体内部を所定の正圧に保つよう調整されたスプリングを取り付けていること。

f 伝声器

呼吸気室に内蔵したもので、合成樹脂製ダイヤフラムの両側は、外部から保護されていること。

g つりひも

黒色合成レザーの両端にリング環を取り付けたものとする。

h アイピース

ポリカーボネイト製で、表面硬化処理を施したものとすること。

ウ 背負具

(ア) 背負具の主要構成品は、次のとおりとし、これらを一体に組み込んだものであること。

a 背板

- b ボンベ取付バンド
- c 左右肩ベルト
- d 腰ベルト
- e 脇ベルト

(イ) 主要構成品について

- a 背板

ステンレス製で、強度・安全性向上のため周囲をカーリングしていて、体形に合わせた3次元曲面であること。

活動中のすべり防止のため、背板の要所にすべり止め（ゴム部分）を設けていること。

- b ボンベ取付バンド

ワンタッチカムレバー方式でボンベの着脱が迅速に出来ること。

また、従来の鋼製容器(6,8)及びFW容器(8)が取付くものであること。

- c 左右肩ベルト

ナイロンバンド製で、活動中の安定感の向上のために、胸バンド付きとする。

- d 腰ベルト・脇ベルト

ナイロンバンド製で、バックル・脇ベルト調整金具は、アルミニウム合金製であること。

エ 高圧空気容器

(ア) 主要構成品

- a 容器本体

- b そく止弁

(イ) 容器本体の主要諸元は、次によること

項目		数値等
材質		高強度カーボンFRP-アルミニウム合金
内容積(リットル)		8.4
質量(Kg) (そく止弁、空気を除く)		3.1
寸法	外径(mm)	173
	長さ(mm)	488
	そく止弁取付部(mm)	Φ37以上
最高充填圧力(MPa)		14.7
耐圧試験圧力(MPa)		24.5

(ウ) そく止弁の充填口形式は、オネジで、寸法は、W22山14であること。

(エ) そく止弁のグリップと、充填口との角度は150°とする。

オ 収納ケース

(ア) 収納ケースは、呼吸器の持ち運び、保管用に使用するもので、材質はポリエチレン樹脂製であること。

(イ) このケースには、呼吸器一式のガタ付きのない様に格納できること。

(4) 総合性能

ア JIS T8155「空気呼吸器」の性能基準を満足すること。

イ 最大補給量は約550/minであること。

ウ 使用状態で援護放水程度の防水性を有すること。

エ 使用状態での質量は、10kg以下のこと。
(8.4×14.7MPa FW容器付き、但し除く付属品)

5 その他
納品先については別添のとおり



仕様書

1 品名

空気呼吸器用空気ボンベ

2 数量

4本

3 用途

トンネル内における、危険物運搬車両などの事故による危険物流出事案や、車両火災を伴う交通事故の際、迅速な救助活動及び事故捜査のために使用するもの。

4 規格等

(1) 要構成品

ア 容器本体

イ そく止弁

(2) 容器本体の主要諸元は、次によること

項目	数値等
材質	高強度カーボンFRP-アルミニウム合金
内容積(リットル)	8.4
質量(Kg) (そく止弁、空気を除く)	3.1
寸法	外径(mm) 173 長さ(mm) 488 そく止弁取付部(mm) $\phi 37$ 以上
最高充填圧力(MPa)	14.7
耐圧試験圧力(MPa)	24.5

(3) そく止弁の充填口形式は、オネジで、寸法は、W22山14であること。

(4) そく止弁のグリップと、充填口との角度は 150° とする。

5 その他

納品先については別添のとおり



仕 様 書

1 品名
特殊耐熱服

2 数量
2 着

3 用途
トンネル内における、危険物運搬車両などの事故による危険物流出事案や、車両火災を伴う交通事故の際、迅速な救助活動及び事故捜査のために使用するもの。

4 規格等

(1) 構成

ア 耐熱服は、フード、上衣（呼吸器内装型）、ズボン、手袋、耐熱長靴をもって一組とする。

主構成は、表地にアルミナイズファブリック内衣地にアラミド繊維によるフェルトとライナーを3枚重ねて主にアラミド繊維の縫糸で縫製されたものとする。

イ 耐熱長靴は、耐熱ゴムを主材料とした多重構造のもので、ツマ先部には、金属製プロテクターを内装したものとする。

(2) 材料

ア 生地

アルミナイズ耐火クロス 次表の規格に適合するものとする。

規 格 事 項	規 格
重 量	400 g / m ² 以上
厚 さ	0.5 mm以上
L O I	50~60
燃焼試験	残炎 0 残じん 0

イ 内衣

アラミド繊維によるフェルト及びライナー 次表の規格に適合するものとする。

(7) フェルト

規 格 事 項	規 格
材 質	メタ系芳香族ポリアラミド 100%
重 量	230 g / m ² 以上
厚 さ	4 mm以上
燃焼性	残炎・残じん時間 縦、横共 0秒 炭化距離 縦、横共 6.0 cm

(4) ライナー

規 格 事 項	規 格
材 質	メタ系芳香族ポリアラミド 100%
重 量	135 g / m ² 以上
燃焼性	残炎・残じん時間 縦、横共 0秒 炭化距離 縦、横共 6.0 cm

(ウ) 補助材料

使用される補助材料は次表により定められた規格に適合するものであること

品名	規格	
ヘルメット	ワンタッチヘッドベルト	フード
レンズ	アクリル樹脂板 4 mm P C ボードン加工 0.8 mm ゴールドフィルム	バイザー
ファイバー系	バルカナイズドファイバー	フード
スナップ	真鍮	フード本体
縫 糸	アラミド繊維	各部縫製用
ファスナー	アラミドテープ使用の金属ファスナー	上 衣

(3) 寸法・重量

寸法・重量は下記表のとおりとし、寸法の許容範囲は±3%とする。

品名	上 着			ズ ボ ン			手袋	耐熱靴
	項目	着丈	桁丈	胸回	ズボン丈	腰回		
寸法	850mm	800mm	1,500mm	1,100mm	1,100mm	700mm	400mm	26・27・28cm
重量	フード 2.9kg以下 手袋 0.5kg以下	上着 3.9kg以下 耐熱靴 2.6kg以下	ズボン 2.1kg以下					

(4) 構造

外観は、別紙の形状で下記構造のものとする。立体裁断を施し機能性・活動性に優れたデザイン構造とする。

(5) 各製品構造

ア フード

- (ア) 別図に示すファイバー製外枠の内部にヘルメットを装着し4-(1)-アによる主構成で、外枠を覆いスナップで外枠とセットする。
- (イ) エプロン上部をアコーディオン状とし、頭部を容易に上下できる構造とし、また、呼吸器の面体が容易に取り付けられるよう十分な広さとする。
- (ウ) レンズの耐熱アクリル樹脂は4mm厚の表側にゴールドフィルムを合わせて、内側には曇り止め加工の0.8mmのレンズを挿入する

イ 上衣

- (ア) 別図に示す構造を4-(1)-アによる主構成で縫製する。
- (イ) 背部は空気呼吸器を内装出来る様に十分なスペースをとる。
- (ウ) 着用したままボンベ交換出来る様にアラミドテープ使用の金属ファスナーを取り付ける

裾には下からの熱風を防ぐため、特殊熱風防止構造を設ける

ウ ズボン

- (ア) 別図に示す構造を4-(1)-アによる主構成で縫製する。
- (イ) サスペンダーを取り付ける
- (ウ) 裾の外側にアルミナイズドファブリック製バンドを取り付け、スナップにより裾部を締め付けられるようにする。

エ 手袋

- (ア) 主構成は4-(1)-アにより3本指の構造とする
- (イ) 裾は上衣の袖を十分被覆できる長さと巾を有すること。
- (ウ) 立体裁断を施しフィット性に優れた構造とする。

オ 耐熱長靴

- (ア) 脚・甲部・底及びヒール部には耐熱性ゴムを使用し、表面には耐熱性銀色塗装

をする。

(イ) ツマ先部は金属プロテクターで補強したものとする (JIS-G-4401)。

(ウ) 踏み抜き防止板 (JIS-T-8101)

(エ) 各部のゴム貼り合わせは、完全でなければならない。

カ ポストンバッグ

(ア) 耐熱服等一組を収納できる容量があり、耐熱性のある素材により構成されているもの。

(イ) 形状については、別紙「耐熱服用ポストンバッグ概要図」参照のこと。

(6) 縫製加工

ア 糸調子は「つれ」「たるみ」等があつてはならない。

イ 針数は2.5cm間 6針を標準とする。

ウ 縫い始め、縫い終わりの返し針は1cm以上とし、糸留を十分にする。

(7) 共通事項

必要個所には積極的に人間工学によるデザインを取り入れるものとし、機能性・活動性・安全性を高めるものとする。服全体が軽量で柔軟性の優れたものであること。

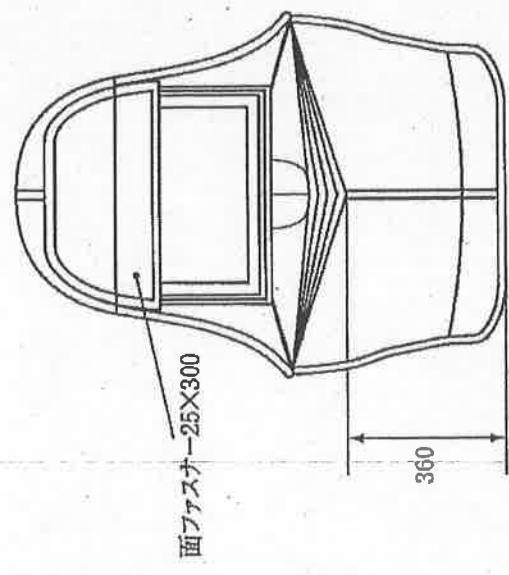
5 その他

納品先については、別添のとおり

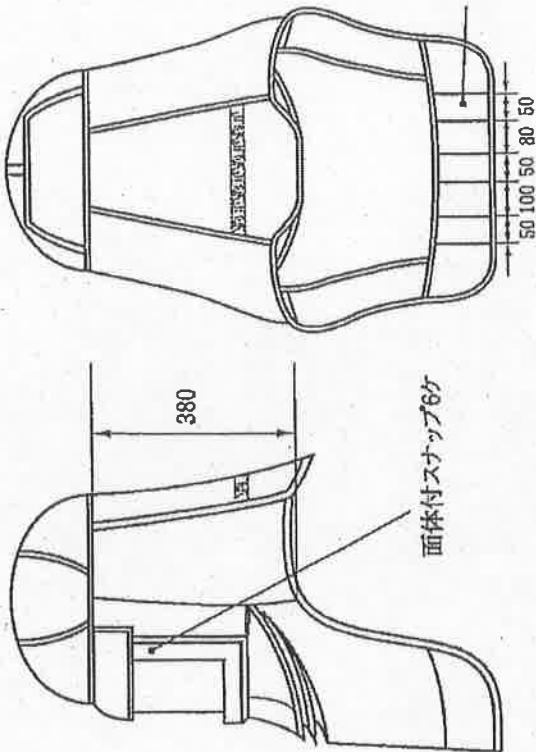


フード

FC-31PM



(レンズ構成)
保護フィルム 2 枚
ゴールドフィルム 2 枚
H・Fシート 2 枚用



3×メス面ファスナー
100×50

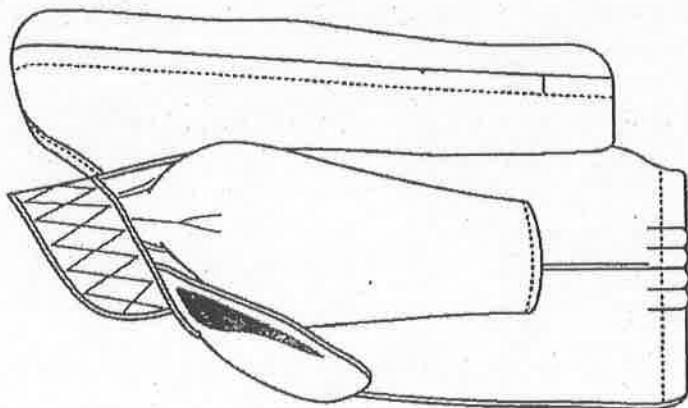
単位：(mm)

改訂：2010.05.26

三

FC-32 PM

三



熱風防止布AT-1000
前 マジック50X80
スナップ1ヶ

マジックテープ 50×450
本体オス
カバーメス

单位：(mm)

800

370

50
50
50

改訂：2010.05.26

ズボン

FC-33PM

サスペンダー

オス面ファスナー
50×90

メス面ファスナー
50×100

1100

700

裾折り返し

オス面ファスナー
50×90

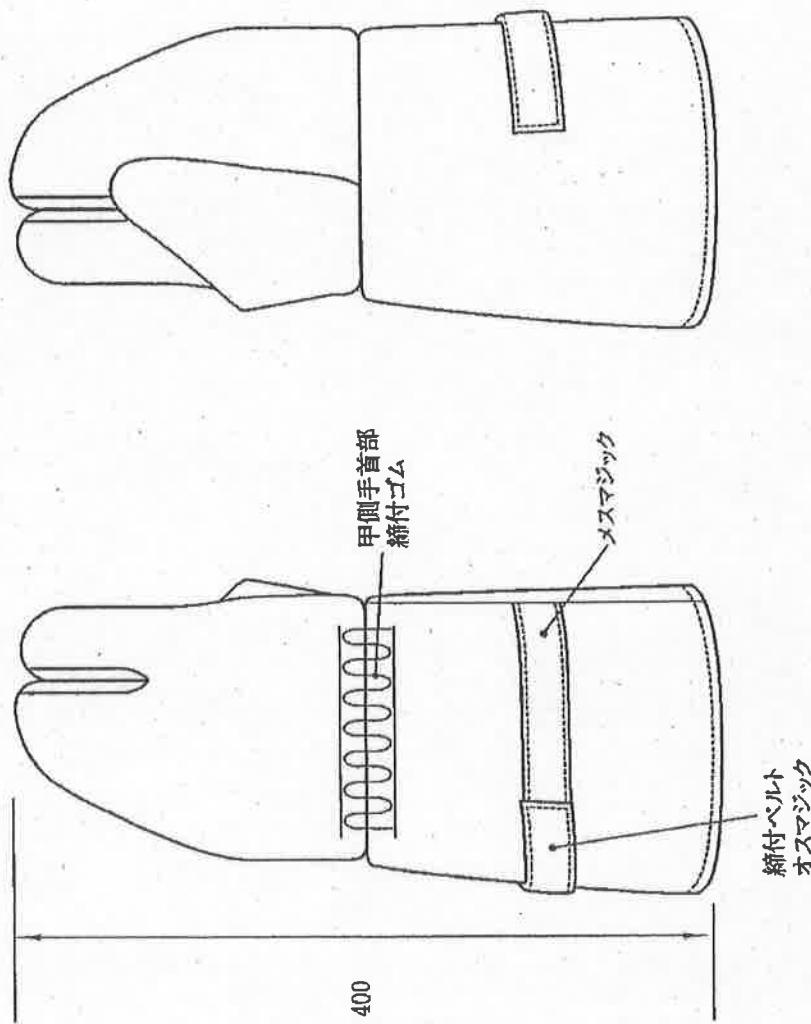
メス面ファスナー
50×160

単位：(mm)

改訂：2010.05.26

手袋

FC-34PM

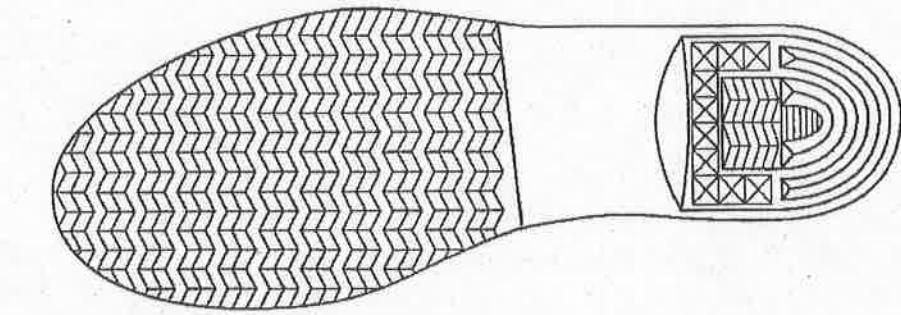
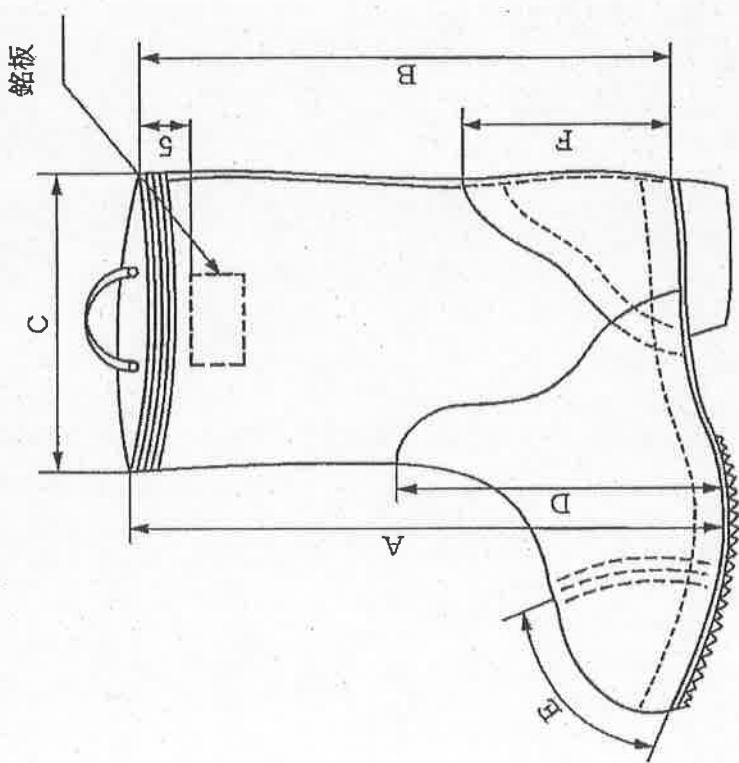


単位：(mm)

改訂：2010.05.26

耐熱長靴

FC-15

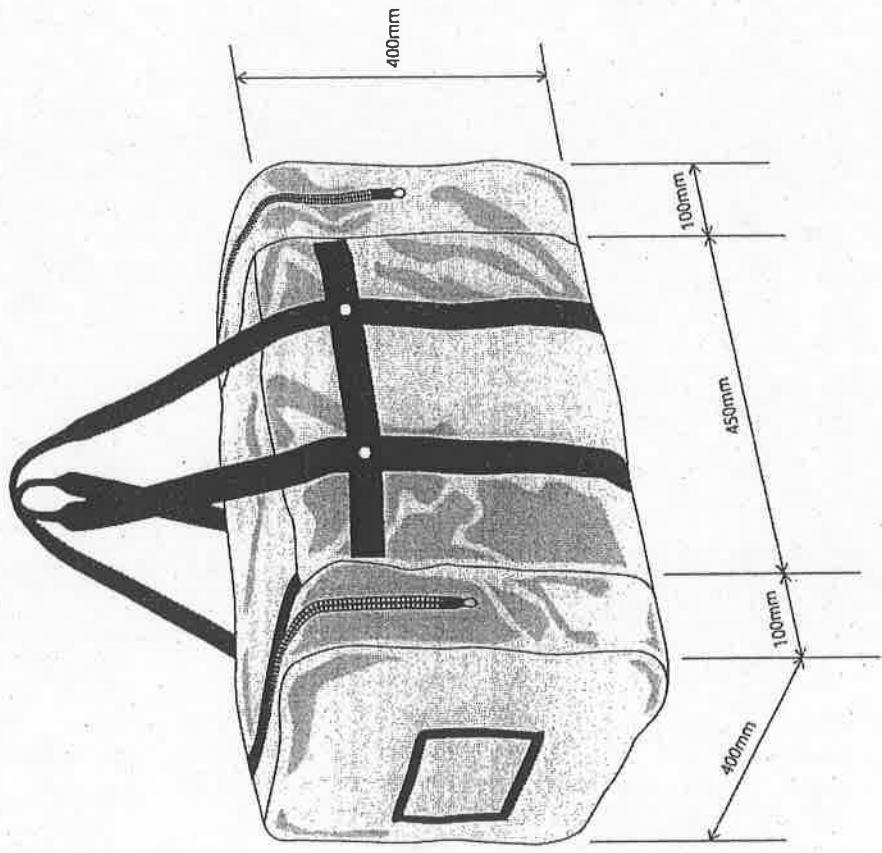


種類	全部A	後部B	内円回りC	甲部D	つま先鋼板E	かかと部F	許容差(%)
2L	340	310	43				
L	340	310	43	16.5	7.3	11.5	±3.0
M	340	310	41				

単位：(mm)

改訂：2010.05.26

耐熱服用ボストンバッグ概要図



仕 様 書

1 品名

酸素呼吸器

2 数量

10組

2 用途

トンネル内における、危険物運搬車両などの事故による危険物流出事案や、車両火災を伴う交通事故の際、迅速な救助活動及び事故捜査のために使用するもの。

3 規格等

(1) 主要構成品

ア 面体

イ 呼吸管

ウ 清浄缶

エ 呼吸袋

オ 自動排気弁

カ 陽圧ばね

キ 吸気冷却装置

ク 呼気回路閉鎖装置

ケ 調整器

コ デマンド弁

サ 残圧警報器

シ 圧力指示計と導気管

ス 高圧酸素容器とそく止弁

セ 背負バンド

ソ ケース

(2) 主要諸元

型式	陽圧形圧縮酸素形循環式呼吸器
使用時間	公称150分（充てん圧力 19.6MPaの場合） 120分（充てん圧力 14.7MPaの場合） J·I·S M 7 6 0 1 の算出基準による
質量	約12.0Kg 約13.4Kg（冷却用氷含む）
寸法	約550mm（縦）×約380mm（横）×約160mm（厚）
高圧酸素容器	材質 F R P - アルミニウム合金 内容積 1.8 L 最高充てん圧力19.6MPa

二酸化炭素吸収剤	カーライム 約2.1Kg (詰め替え式)
警報器	そく止弁開け忘れ警報、および自動停止型残圧警報 [設定圧力 3 MPa]
面体	シリコーンゴム製全面1眼式 (CSV S面体)
陽圧性能	約50L/分まで
呼吸抵抗	呼吸量 40L/分における 呼気抵抗ピーク値 約540Pa 呼気抵抗ピーク値 約150Pa
呼気温度	約34°C 環境温度20°C呼吸量40L/分仕様開始から1時間後 冷媒 氷約1.4Kg

(3) 構造及び材料等

ア 面体

シリコーンゴム製の1眼式全面形面体で、接顔体は全集にわたり二重折返しを設けた気密良好な構造とし下記を具備していること

(ア) 接顔体

- (イ) しめひも
- (ウ) ノーズカップ
- (エ) 伝声器
- (オ) つりひも
- (カ) アイピース

イ 呼吸管

面体と連結する二又管と、2本のゴム製蛇管で構成されていること。

二又管には、左右に呼吸器弁が取り付けてあり、面体との接続はワンタッチ式であること。

ウ 清浄缶

呼吸中の二酸化炭素を吸収して清浄するカーライムを約2.1Kg充てんされていること。

エ 呼吸袋

再生呼吸を行うための呼吸袋は、両面ゴム引布製であり、内容積は約5Lであること。

オ 自動排気弁

呼吸循環回路内の圧力が一定圧力まで上昇したとき、回路内のガスを自動的に排出する構造であること。

カ 陽圧ばね

呼吸袋に加重を加え、器内の圧力を陽圧にできる構造であること。

キ 吸気冷却装置

氷を挿入することにより、吸気温度が上昇するのを防ぐものであること。

ク 呼気回路閉鎖装置

高圧酸素容器が「空」または、そく止弁を開いていない場合に、呼気側の通路を閉鎖し、呼気できないようにして着装者に知らせる構造であること。

ケ 調整器

調整器には、減圧弁、定量補給ノズル、バイパス弁を内蔵していること。

バイパス弁は押しボタンを押すと、高圧酸素容器の酸素が減圧されて呼吸循

環路内に供給される構造であること。

コ デマンド弁

定量補給量（約2L/分）だけで酸素が不足した場合、不足酸素量を自動的に供給できる構造であること。

サ 残圧警報器

高圧酸素容器内の圧力が約3MPaまで低下したときは、自動的に作動して警報音を発し、約1分後に自動停止すること

シ 圧力指示計と導気管

圧力指示計は高圧酸素容器の残圧を示し、目盛板は蓄光塗料が塗られていること

圧力指示計導気管は、柔軟な、高圧導管であること。

ス 高圧酸素容器とそく止弁

FPR-アルミニウム合金複合材製の高圧酸素容器で、内容積約1.8L、最高充てん圧力19.6MPaであること。

そく止弁には、圧力指示計を装備していること。

セ 背負バンド

ナイロン製の二重織テープを使用し、身体にフィットする構造であること。

ソ ケース

ケースはFPR製で、2分割方式の下ケースに呼吸器を構成する各部品を取り付け、上ケースを外してメンテナンスが行えること

呼吸器用収納ケースは硬質樹脂製で、上部に取手が具備されていること

5 その他

納品先については別添のとおり



別添

空氣呼吸器納品先一覽表

別添

空気呼吸器用空気ボンベ納品先一覧表

別添

特殊耐熱服納品先一覽表

別添

酸素呼吸器納品先一覽表

物 品 売 買 契 約 書

住所

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、
契約を締結した。 を除く。）

（売買物品及び売買代金）

第1条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買い受けることを約した。

- (1) 名 称 空気呼吸器ほか
- (2) 形式・規格 別紙仕様書のとおり
- (3) 数 量 別紙内訳書のとおり
- (4) 金 額 ¥. (別紙内訳書のとおり)
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥.)

（契約保証金）

第2条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

- (1) 納入期限 平成29年3月17日
 - (2) 納入場所 別紙納品先一覧表のとおり
- 2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。
- 3 受注者は、第1項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第4条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

- 2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。
- 3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないとときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。
- 4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。
- 5 前条第2項及び第3項並びに前4項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年2.8パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

(かし担保責任)

第8条 発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかつたとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができない認められるとき。

(契約保証金の帰属)

第10条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第10条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(協議事項)

第12条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

受注者

印

発注者 青森県知事 三 村 申 吾 印

内訳書

品名	規格	数量	単価	金額
空気呼吸器	株式会社 重松製作所 Z30-CS(ケース付き)又は同等品	2組		
空気呼吸器用空気ボンベ	株式会社 重松製作所 815C(8.4L、14.7MPa)又は同等品	4本		
特殊耐熱服	株式会社 重松製作所 FC-30PM又は同等品	2着		
酸素呼吸器	株式会社 重松製作所 オキシゼム11(CX)又は同等品	10組		
	小計			
	消費税			
	合計			

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力をを行うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この部分は削除する。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

- 1 契約金額150万円以下の随意契約による免除（財務規則第159条第1項第6号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 2 履行保証保険契約締結による免除（財務規則第159条第1項第1号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 3 実績免除（財務規則第159条第1項第2号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 4 現金（又は納付証券）による納付（財務規則第159条第1項本文該当）
第2条(B)、第10条(B)